

別表（第9条関係）

区分	30年	10年	5年	3年	1年
条例、規則、訓令等の制定又は改廃に関するもの	条例、規則、訓令等の制定又は改廃に関するもの	—	—	—	—
市議会に提出する議案、報告等に関するもの	市議会に提出する議案、報告等に関するもの	—	—	—	—
事務又は事業の計画及び実施に関するもの	特に重要な事務又は事業の計画に関するもの	一 重要な事務又は事業の計画及び実施に関するもの 二 特に重要な事務又は事業の実施に関するもの	事務又は事業の計画及び実施に関するもの	軽易な事務又は事業の実施に関するもの	特に軽易な事務又は事業の実施に関するもの
審査基準、処分基準及び行政指導指針の制定又は改廃に関するもの	—	審査基準、処分基準及び行政指導指針の制定又は改廃に関するもの	—	—	—
附属機関等に対する諮詢及び答申に関するもの	附属機関等に対する諮詢及び答申に関するもので特に重要なもの	附属機関等に対する諮詢及び答申に関するもので重要なもの	附属機関等に対する諮詢及び答申に関するもの	—	—
職員の人事に関するもの	職員の人事に関するもの	職員の人事に関するもの	職員の人事に関するもの	—	—

の	ので重要なもの	の	ので軽易なもの		
陳情、請願、要望等に関するもの	—	陳情、請願、要望等に関するもので重要なものの	陳情、請願、要望等に関するもので重要なもの	陳情、請願、要望等に関するもので軽易なもの	—
訴訟、調停又は不服申立てに関するもの	重要な訴訟、調停又は不服申立てに関するもの	訴訟、調停又は不服申立てに関するもの	—	—	—
契約、協定等に関するもの	特に重要な契約、協定等に関するもの	重要な契約、協定等に関するもの	契約、協定等に関するもの	軽易な契約、協定等に関するもの	特に軽易な契約、協定等に関するもの
国際交流等に関するもの	—	国際交流等に関するもので重要なもの	国際交流等に関するもの	国際交流等に関するもので軽易なもの	—
公有財産に関するもの	公有財産の取得、処分等に関するもの	公有財産の管理に関するもので重要なもの	公有財産の管理に関するもの	公有財産の管理に関するもので軽易なもの	—
本市が関与した団体等に関するもの	本市が関与した団体等の設置及び廃止に関するもの	本市が関与した団体等の運営に関するもので重要なもの	本市が関与した団体等の運営に関するもの	本市が関与した団体等の運営に関するもので軽易なもの	—
調査研究、統計等に関するもの	特に重要な調査研究、統計等に関するもの	一 重要な調査研究、統計等に関するもの 二 5年を超える周期	一 調査研究、統計等に関するもの 二 3年を超え5年以	軽易な調査研究、統計等に関するもの	—

		で実施する調査研究、統計等に関するもの	下の周期で実施する調査研究、統計等に関するもの		
予算編成及び決算調製に関するもの（これら の事務を分掌している課等が保有しているものに限る。）	—	予算編成及び決算調製に関するもので重要なもの	予算編成及び決算調製に関するもの	予算編成及び決算調製に関するもので軽易なもの	—
国、県又は他の市町村との協議決定に関するもの	国、県又は他の市町村との協議決定に関するもので重要なもの	国、県又は他の市町村との協議決定に関するもの	国、県又は他の市町村との協議決定に関するもの	—	—
災害対応に関するもの	災害対応に関するもので特に重要なもの	災害対応に関するもので重要なもの	災害対応に関するもの	災害対応に関するもので軽易なもの	—
栄典、表彰及び行事に関するもの	特に重要な栄典、表彰及び行事に関するもの	重要な栄典、表彰及び行事に関するもの	栄典、表彰及び行事に関するもの	—	—
事務の引継ぎに関するもの	—	局長、次長、部長及び消防署長の事務の引継ぎに関するもの	課長及び係長の事務の引継ぎに関するもの	係員の事務の引継ぎに関するもの	—
寄附又は贈与の受納に関するもの	特に重要な寄附又は贈与の受納に関するもの	重要な寄附又は贈与の受納に関するもの	寄附又は贈与の受納に関するもの	軽易な寄附又は贈与の受納に関するもの	—

損失補償及び損害賠償に関するもの	損失補償及び損害賠償に関するもので重要なもの	損失補償及び損害賠償に関するもの	損失補償及び損害賠償に関するもので軽易のもの	—	—
行政処分に関するもの	有効期間が10年を超える許認可その他特に重要な行政処分に関するもの	有効期間が5年を超える10年以下である許認可その他重要な行政処分に関するもの	有効期間が3年を超える5年以下である許認可等の行政処分に関するもの	有効期間が3年以下の許認可等の行政処分に関するもの	—
補助金の申請及び交付に関するもの	補助事業者の証拠書類の保存期間が10年を超える補助金の申請及び交付に関するもの	一 法令又は条例に基づく補助金で補助事業者の証拠書類の保存期間が5年を超える10年以下であるものの申請及び交付に関するもの 二 規則又は要綱に基づく補助金で補助事業者の証拠書類の保存期間が10年以下であるものの申請及び交付に関するもの	法令又は条例に基づく補助金で補助事業者の証拠書類の保存期間が5年以下であるものの申請及び交付に関するもの	—	—

通知、依頼、申請、報告、届出、照会、回答等に関するもの	—	—	重要な通知、依頼、申請、報告、届出、照会、回答等に関するもの	通知、依頼、申請、報告、届出、照会、回答等に関するもの	軽易な通知、依頼、申請、報告、届出、照会、回答等に関するもの
会計経理に関するもの	—	—	会計経理に関するもの	会計経理に関するもので軽易なもの	会計経理に関するもので特に軽易なもの
局内における検討又は事務連絡に関するもの	—	—	—	—	局内における検討又は事務連絡に関するもの
公文書の収受及び発送に関するもの	—	—	—	—	公文書の収受及び発送に関するもの

備考 この表に定めがない公文書ファイル等については、同表の規定に準じて保存期間を設定するものとする。